

IV 実習・演習

72

IV-① 実習・演習の教育内容

- 教育カリキュラム全体の見直しを踏まえ、実践力の高い精神保健福祉士を養成する観点から、実習・演習に関する教育内容についても、充実・強化を図ることとする。
- 実習については、これまでの実習指導や現場実習等が統合された教育内容から、実習指導と現場実習を個別科目として明確に区分して、各々の教育内容を充実することとする。
- 現場実習については、地域の障害福祉サービス事業を行う施設等と精神科病院等の医療機関の両方で行うことが、精神保健福祉士の専門性の確保の観点から不可欠であることから、現行の180時間(目安)から210時間へ拡充して、実習内容を充実することとする。
- さらに、精神保健福祉士に「求められる役割」が十分に発揮できるよう教育をする観点から、精神科病院等の医療機関における実習を必須として、90時間以上行うことを基本とするとともに、実習で経験すべき内容についても充実することとする。
- 地域の障害福祉サービス事業を行う施設等における、障害者を対象とした相談援助においては、ソーシャルワークとしての共通の知識・技術を以て、相談援助が実践できるよう教育することから、社会福祉士の「相談援助実習」を履修している学生については、60時間を上限として、精神科病院等の医療機関以外の実習を免除可能とすることとする。

73

- 演習については、相談援助の知識と技術をより実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化・理論化し体系立てることができるようにする観点から、演習時間数の拡充を行い教育内容の充実を行うこととする。
- 相談援助の知識と技術のうち、ソーシャルワーク実践に必要とされる基礎的な援助技術の習得に関する科目(演習Ⅰ)と、精神障害者等の事例を活用した援助技術の科目(演習Ⅱ)とに分けて、前者(演習Ⅰ)については社会福祉士の「相談援助演習」の履修を以て、読み替え可能とすることとする。
- また、現行、大学等においては、指定科目の名称と一致する科目の名称により、教育が行われていれば、養成施設の教育内容と同等であるものとして取り扱われているところであるが、特に実習・演習については、大学等によってその教育内容にばらつきが大きいとの指摘を踏まえ、教育内容や時間数についての基準を課すこととする。

精神保健福祉援助演習Ⅰ(30時間)

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
<p>・ 精神保健福祉援助の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、精神保健福祉士に求められる相談援助に係る基礎的な知識と技術について、次に掲げる方法を用いて、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。</p> <p>① 相談援助に係る基礎的な知識と技術に関する具体的な実技を用いること。</p> <p>② 個別指導並びに集団指導を通して、地域福祉の基盤整備と開発に係る具体的な相談事例を体系的にとりあげること。</p>	<p>以下の内容については、精神保健福祉援助実習を行う前に学習を開始し、十分な学習をしておくこと。</p> <p>ア 自己覚知</p> <p>イ 基本的なコミュニケーション技術の習得</p> <p>ウ 基本的な面接技術の習得</p> <p>エ グループダイナミクス活用技術の習得</p> <p>オ 情報の収集・整理・伝達の技術の習得</p> <p>カ 課題の発見・分析・解決の技術の習得</p> <p>キ 記録の技術の習得</p> <p>ク 地域福祉の基盤整備に係る事例を活用し、次に掲げる事柄について実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握 ● 地域アセスメント ● 地域福祉の計画 ● ネットワーキング ● 社会資源の活用・調整・開発 ● サービス評価

(注1)精神保健福祉援助の知識と技術に係る科目として主に「精神保健福祉相談援助の基盤Ⅰ」、「精神保健福祉相談援助の基盤Ⅱ」、「精神保健福祉の理論と相談援助の展開」、「地域福祉の理論と方法」、「福祉行政と福祉計画」、「精神保健福祉援助実習」、「精神保健福祉援助実習指導」などの科目。

(注2)精神保健福祉援助演習の実施にあたっては、精神保健福祉援助実習指導、精神保健福祉援助実習の教育内容及び授業の進捗状況を十分に踏まえること。

精神保健福祉援助演習Ⅱ(60時間)

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
<p>・精神保健福祉援助の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、精神障害者の生活や生活上の困難について把握し、精神保健福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術について、次に掲げる方法を用いて、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。</p> <p>① 総合的かつ包括的な相談援助、医療と協働・連携する相談援助に係る具体的な相談援助事例を体系的にとりあげること。</p> <p>② 個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導(ロールプレーイング等)を中心とする演習形態により行うこと。</p>	<p>① 以下の内容については、精神保健福祉援助実習を行う前に学習を開始し、十分な学習をしておくこと。</p> <p>ア 次に掲げる具体的な課題別の精神保健福祉援助の事例(集団に対する事例を含む)を活用し、実現に向けた精神保健福祉課題を理解し、その解決に向けた総合的かつ包括的な援助について実践的に習得すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会的排除 ● 退院支援、地域移行、地域生活継続 ● ピアサポート ● 地域における精神保健(自殺、ひきこもり、児童虐待、薬物・アルコール依存等) ● 教育、就労(雇用) ● 貧困、低所得、ホームレス ● 精神科リハビリテーション ● その他の危機状態にある精神保健福祉 <p>イ アに掲げる事例を題材として、次に掲げる具体的な相談援助場面及び相談援助の過程を想定した実技指導を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● インテーク(受理面接) ● 契約 ● アセスメント(課題分析) ● プランニング(支援の計画) ● 支援の実施 ● モニタリング(経過観察) ● 効果測定と支援の評価 ● 終結とアフターケア <p>ウ イの実技指導に当たっては、次に掲げる内容を含めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● アウトリーチ ● ケアマネジメント ● チームアプローチ ● ネットワーキング ● 社会資源の活用・調整・開発

76

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
	<p>② 精神保健福祉援助実習後に行うこと</p> <p>精神保健福祉相談援助に係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的な知識と技術として習得できるように、精神保健福祉援助実習における学生の個別的な体験も視野に入れつつ、集団指導並びに個別指導による実技指導を行うこと。</p>

(注1) 精神保健福祉援助の知識と技術に係る科目として主に「精神保健福祉相談援助の基盤Ⅰ」、「精神保健福祉相談援助の基盤Ⅱ」、「精神保健福祉の理論と相談援助の展開」、「地域福祉の理論と方法」、「福祉行財政と福祉計画」、「精神保健福祉援助実習」、「精神保健福祉援助実習指導」などの科目。

(注2) 精神保健福祉援助演習の実施にあたっては、精神保健福祉援助実習指導、精神保健福祉援助実習の教育内容及び授業の進捗状況を十分に踏まえること。

精神保健福祉援助実習指導(90時間)

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉援助実習の意義について理解する。 精神障害者のおかれている現状を理解し、その生活の実態や生活上の困難について理解する。 精神保健福祉援助実習に係る個別指導及び集団指導を通して、精神保健福祉援助に係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し実践的な技術等を体得する。 精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 具体的な体験や援助活動を、専門的知識及び技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。 	<p>○ 次に掲げる事項について個別指導及び集団指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 精神保健福祉援助実習と精神保健福祉援助実習指導における個別指導及び集団指導の意義 イ 精神保健医療福祉の現状(利用者理解を含む)に関する基本的な理解 ウ 実際に実習を行う施設・機関・事業者・団体・地域社会等に関する基本的な理解 エ 現場体験学習及び見学実習 オ 実習先で必要とされる精神保健福祉援助に係る専門的知識と技術に関する理解 カ 精神保健福祉士に求められる職業倫理と法的責務に関する理解 キ 実習における個人のプライバシー保護と守秘義務の理解(個人情報保護法の理解を含む) ク 「実習記録ノート」への記録内容及び記録方法に関する理解 ケ 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成 コ 巡回指導(訪問指導、スーパービジョン) サ 実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成 シ 実習の評価全体総括会

- (注1) 精神保健福祉援助実習を効果的にすすめるため、実習生用の「実習指導マニュアル」及び「実習記録ノート」を作成し、実習指導に活用すること。
 (注2) 実習後においては、その実習内容についての達成度を評価し、必要な個別指導を行うものとする。
 (注3) 実習の評価基準を明確にし、評価に際しては実習先の実習指導者の評定はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行うこと。

78

精神保健福祉援助実習(210時間)

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉援助実習を通して、精神保健福祉援助並びに障害者等の相談援助に係る専門的知識と技術について具体的かつ実践的に理解し実践的な技術等を体得する。 精神保健福祉援助実習を通して、精神障害者のおかれている現状を理解し、その生活実態や生活上の課題について把握する。 精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 総合的かつ包括的な地域生活支援と関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的な内容を実践的に理解する。 	<p>① 精神科病院等の病院において実習を行う学生は、患者への個別支援を経験するとともに、次に掲げる事項を経験し、実習先の実習指導者による指導を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 入院時又は急性期の患者及びその家族への相談援助 イ 退院又は地域移行・地域支援に向けた、患者及びその家族への相談援助 ウ 多職種や病院外の関係機関との連携を通じた援助 <p>② 精神科診療所において実習を行う学生は、患者への個別支援を経験するとともに、次に掲げる事項を経験し、実習先の実習指導者による指導を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 治療中の患者及びその家族への相談援助 イ 日常生活や社会生活上の問題に関する、患者及びその家族への相談援助 ウ 地域の精神科病院や関係機関との連携を通じた援助 <p>③ 学生は、地域の障害福祉サービス事業を行う施設等や精神科病院等の医療機関の実習を通して、次に掲げる事項をできる限り経験し、実習先の実習指導者による指導を受けるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 利用者やその関係者、施設・機関・事業者・団体住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成 イ 利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成 ウ 利用者やその関係者(家族・親族・友人等)との支援関係の形成 エ 利用者やその関係者(家族・親族・友人等)への権利擁護及び支援(エンパワーメントを含む)とその評価

79

シラバスの内容	
ねらい	含まれるべき事項
	オ 精神医療・保健・福祉に係る多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際 カ 精神保健福祉士としての職業倫理と法的義務への理解 キ 施設・機関・事業者・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解 ク 施設・機関・事業者・団体等の経営やサービスの管理運営の実際 ケ 当該実習先が地域社会の中の施設・機関・事業者・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解 ④ 精神保健福祉援助実習指導担当教員は、巡回指導等を通して、実習事項について学生及び実習指導者との連絡調整を密に行い、学生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。

(注)精神保健福祉援助実習を実施する際には、下記の点に留意すること。

- ① 配属実習に際しては、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認したうえで配属させること。
- ② 実習先は、巡回指導が随時可能な範囲で選定することとし、実習内容、実習指導体制、実習中のリスク管理等については実習先との間で十分に協議し、確認しあうこと。

IV-② 実習・演習担当教員の要件

- 実習・演習担当教員については、現場における相談援助の知識及び技術を活用することにより、実践力の高い精神保健福祉士を養成する観点から、
- ① 実習指導と演習の担当教員についても、新たに要件を設けることとし、
 - ② 実習・演習担当教員については、5年以上の実務経験を有する精神保健福祉士や一定の教歴を有する者を原則としつつ、
 - ③ これら以外の者については、「精神保健福祉士実習・演習担当教員講習会」を新たに創設し、その受講を義務付けることとする。

見直し案	現行
精神保健福祉援助演習、精神保健福祉援助実習及び精神保健福祉援助実習指導 ① 大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、講師(非常勤を含む。)又は助教として5年以上担当した経験のある者 ② 専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を5年以上担当した経験のある者 ③ 精神保健福祉士資格取得後、5年以上相談援助業務に従事した経験のある者 ④ ①から③までに該当しない者であって、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の課程を修了したもの(26年度内に当該講習会の課程を修了する見込みの者を含む。)	精神保健福祉援助実習 ① 大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、精神保健福祉援助実習を担当する教授、助教授又は講師(非常勤を含む。)として選考された者 ② 専修学校の専門課程の専任教員として、精神保健福祉援助実習を3年以上担当した経験のある者 ③ 精神保健福祉士資格取得後、5年以上相談援助業務に従事した経験のある者

見直し案	現行
<p>【経過措置】</p> <p>○ 平成24年3月31日において、現に実習・演習を担当する教員であって、①から③までに該当しないものについては、平成27年3月31日までの間、引続き実習・演習を担当することができるものとする。</p>	

IV－③ 実習・演習担当教員の員数

- 実習・演習担当教員の員数については、現行、養成施設における演習科目のみ、20:1以上で配置しなければならないこととされているが、学生1人1人に対し、よりきめ細かい教育を行うことを通じて、より実践力の高い精神保健福祉士を養成する観点から、大学も含め、演習と実習指導について、現行制度と同様、20:1以上の教員を配置しなければならないこととする。

見直し案	現行
<p>① 精神保健福祉援助演習及び精神保健福祉援助実習指導の授業を行うに当たっては、少なくとも学生20人につき1人以上の教員を有すること。</p> <p>② 大学等にあつては、①の教員のうち、少なくとも1人以上は専任の教員を配置すること。</p>	<p>精神保健福祉援助演習が学生20人以下で実施が可能となる数の教員を有すること。</p>

IV-④ 実習指導者に係る基準の見直し

1 受入学生数

- 1実習施設等において、より多くの学生を受け入れ、かつ、きめ細やかな実習指導ができるよう、実習施設等が同時に受け入れることができる学生数について、実習施設等当たりの基準から実習指導者当たりの基準に変更する。

見直し案	現行
1の実習を行う施設又は事業に係る事業所において、同時に受け入れることができる学生数は、当該実習を行う施設又は事業に係る事業所に従事する実習指導者の員数に5を乗じて得た数を上限とすること。	実習施設の数は、実習の必要な学生数の十分の一以上であること。

(ex.)実習の必要な学生が20人の場合

〈見直し後〉		〈現行〉	
施設	〈指導者〉〈学生〉	施設	〈指導者〉〈学生〉
A施設	(実習指導者a) 1人 5人	A施設	(実習指導者a) 1人以上 10人
	(実習指導者b) 1人 5人	B施設	(実習指導者b) 1人以上 10人
	(実習指導者c) 1人 5人		
	小計 3人 15人		
B施設	(実習指導者d) 1人 5人		
	合計 4人 20人	合計	2人以上 20人

84

2 実習指導者の資格要件

- 実習指導者については、3年以上の実務経験を有する精神保健福祉士であることに加え、実習指導者研修課程を修了することを求めることとし、その資格要件を強化する。
- 地域の障害福祉サービス事業を行う施設等における、障害者を対象とした相談援助の実習指導については、上記の資格要件を満たす精神保健福祉士の実習指導者に加えて、社会福祉士の実習指導者による指導も可能とすることとする。

見直し案	現行
<p>実習指導者は、次のいずれかの要件に該当する者であること。</p> <p>① 実習指導者は、精神保健福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者であって、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会の課程を修了した者であること。</p> <p>② ①にかかわらず、実習指導者が障害福祉サービス事業を行う事業所の職員であるときは、社会福祉士の実習指導者としての要件を満たす者としてすることができること。</p>	<p>精神保健福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者</p>

見直し案	現行
<p>【経過措置】</p> <p>③ ①の規定にかかわらず、精神保健福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者については、平成27年3月31日までの間に、厚生労働大臣が別に定める基準を満たす講習会の課程を修了すれば足りることとする。</p> <p>④ 精神保健福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者と同等以上の知識及び経験のある者については、平成27年3月31日までの間に限り、実習指導者として認めることとする。</p>	

IV-⑤ その他の基準の見直し

- 効果的な実習教育を確保する観点から、精神科病院等の医療機関と障害福祉サービス事業を行う施設等との機能の異なる2以上の実習施設で実習を行うこととし、その内、精神科病院等における実習は90時間以上行うことを基本とする。
- 実習担当教員が週1回以上の定期的巡回指導を行うことを前提としつつ、実習施設との連携の下で、学内指導が行えることとする。

見直し案	現行
<p>① 各実習施設における実習計画が、当該実習施設との連携の下に定められていること。</p> <p>② 実習は、<u>相談援助の一連の過程を網羅的に学習できるよう、学生1人に対し、精神科病院等の医療機関と障害福祉サービス事業を行う施設その他の実習施設等</u>で実施するなど、機能の異なる2以上の実習施設で実施するものとする。</p> <p>③ 実習のうち精神科病院等の医療機関における実習を必須とし、十分に学習できるよう、90時間以上行うことを基本とする。</p>	<p>①各実習施設における実習計画が、当該実習施設との連携の下に定められていること。</p> <p>② 実習は、学生1人に対し、精神科病院等保健・医療施設と精神障害者社会復帰施設等その他の実習施設とで実施するなど、機能の異なる2以上の実習施設で実施することが望ましいこと。</p> <p>③ 実習施設のうち精神科病院及び病院(精神病床を有するものに限る。)については、<u>精神病棟ごとに1施設として取り扱うことができるものであること。</u></p>

見直し案	現行
<p>④ 実習担当教員は、少なくとも週1回以上の定期的巡回指導を行うこと。 ただし、これにより難しい場合については、実習期間中に、少なくとも1回以上の巡回指導を行うことを前提に、実習施設との十分な連携の下、実習期間中に学生が養成施設等において学習する日を設け、指導を行うことも差し支えないこととする。</p> <p>⑤ 実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。</p>	<p>④ 実習施設は、<u>実習担当教員による定期的巡回が可能な地域に存すること。</u></p> <p>⑤ 実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。</p>

IV－⑥ 実務経験に対する実習免除の取扱い

- 現に福祉サービスに従事してる者について、その負担を軽減し、精神保健福祉士国家資格の取得を促す観点から、現行の1年以上の実務経験を経た者については、実習（実習指導を含む。）が免除される取扱いを維持する。

見直し案	現行
<p>指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学し、又は入所する者については、精神保健福祉援助実習及び精神保健福祉援助実習指導の履修を免除することができる。</p>	<p>指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、入学し、又は入所する者については、精神保健福祉援助実習の履修を免除することができる。</p>

V 通信課程

90

V-① 教育内容に関する基準

- 通信課程における教育では、精神保健福祉士に必要とされる知識及び技術の理解のみならず、精神保健福祉士に求められている役割や援助対象者の理解等を深めることが重要になることから、専門科目及び演習に係る面接授業を維持しつつ、さらに実習指導に関する面接授業を取り入れて、通信課程の教育方法について充実を図る。
- また、通信課程における実習については、現行、通学課程の半分の時間数で足りることとされていたが、上記と同様の観点から、通学課程と同様の時間数への充実を図る。

(参考) 面接授業及び印刷教材の時間数の考え方

1. 精神保健福祉士の規程(現行と同様)
 - (A) 面接授業時間数 = 科目時間数 × 10%
 - (B) 印刷教材時間数 = (科目時間数 × 3) - (A × 3)
2. 社会福祉士の規程(見直し後)
 - (A) 面接授業時間数 = 科目時間数 × 30% (※演習・実習指導のみ。)
 - (B) 印刷教材時間数 = (科目時間数 × 3) - A

91

通信課程における教育内容

	通学課程 (時間数)	一般養成施設			短期養成施設		
		面接授業	印刷教材	実習	面接授業	印刷教材	実習
共通科目	人体の構造と機能及び疾病	30h		90h			
	心理学理論と心理的支援	30h		90h			
	社会学理論と社会システム	30h		90h			
	現代社会と福祉	60h		180h			
	地域福祉の理論と方法	60h		180h			
	福祉行政と福祉計画	30h		90h			
	社会保障	60h		180h			
	低所得者に対する支援と生活保護制度	30h		90h			
	保健医療サービス	30h		90h			
	権利擁護と成年後見制度	30h		90h			
	障害者に対する支援と障害者自立支援制度 ※1	30h		90h			
	専門科目	精神疾患とその治療	60h	6h	162h	6h	162h
精神保健の課題と支援		60h	6h	162h	6h	162h	
精神保健福祉相談援助の基盤Ⅰ ※2		30h	3h	81h			
精神保健福祉相談援助の基盤Ⅱ		30h	3h	81h	3h	81h	
精神保健福祉の理論と相談援助の展開		120h	12h	324h	12h	324h	
精神保健福祉活動を支える制度・サービス		60h	6h	162h	6h	162h	
精神障害者の生活支援システム		30h	3h	81h	3h	81h	
演習・実習	精神保健福祉援助演習Ⅰ ※3	30h	3h	81h			
	精神保健福祉援助演習Ⅱ	60h	6h	162h	6h	162h	
	精神保健福祉援助実習指導	90h	9h	243h	9h	243h	
	精神保健福祉援助実習	210h			210h		210h
合計	1,200h	57h	2,799h	210h	51h	1,377h	210h

※1…新たに共通科目に拡大する科目 ※2、3…読み替え可能科目

92

(参考) 現行の通信課程における教育カリキュラム

※H21年4月共通科目の改定後		通学課程 (時間数)	一般養成施設			短期養成施設		
			面接授業	印刷教材	実習	面接授業	印刷教材	実習
共通科目	人体の構造と機能及び疾病	30h		90h				
	心理学理論と心理的支援	30h		90h				
	社会学理論と社会システム	30h		90h				
	現代社会と福祉	60h		180h			180h	
	地域福祉の理論と方法	60h		180h			180h	
	福祉行政と福祉計画	30h		90h				
	社会保障	60h		180h				
	低所得者に対する支援と生活保護制度	30h		90h				
	保健医療サービス	30h		90h				
	権利擁護と成年後見制度	30h		90h				
専門科目	精神医学	60h	6h	162h		6h	162h	
	精神保健学	60h	6h	162h		6h	162h	
	精神科リハビリテーション学	60h	6h	162h		6h	162h	
	精神保健福祉論	90h	9h	243h		9h	243h	
	精神保健福祉援助技術総論 (※)	60h	6h	162h				
	精神保健福祉援助技術各論	60h	6h	162h		6h	162h	
演習・実習	精神保健福祉援助演習	60h	6h	162h		6h	162h	
	精神保健福祉援助実習	270h			90h以上		90h以上	
合計		1,110h	45h	2,358h	90h以上	39h	1,413h	90h以上

※…読み替え可能科目

93

V-② 教育方法に関する基準

○ 養成施設の通信課程における教育方法に関する基準については、現行の基準を前提としつつ、面接授業(スクーリング)については、大学等や養成施設等への委託が可能な取扱いとする。

【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p>① 印刷教材は、別表第○に定める各科目について、同表に定める時間以上の学習を必要とするものであつて、その内容は次によるものであること。</p> <p>(1) 正確、公正であつて、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。</p> <p>(2) 統計その他の資料が新しく、かつ、権威あるものであること。</p> <p>(3) 自学自習についての便宜が適切に図られていること。</p> <p>② 面接授業は、養成施設等の教員によって行わなければならない。ただし、当該養成施設等が当該面接授業の管理等を確実に行うことができる場合であつて、委託先が次のいずれかに該当する場合には、面接授業を委託することも差し支えない。</p> <p>(1) 精神保健福祉士養成施設</p> <p>(2) 精神保健福祉士の養成を行う大学等</p> <p>③ 面接授業の内容は、別表第○に定めるもの以上であること。</p>	<p>① 印刷教材は、別表第三に定める各科目について、同表に定める時間以上の学習を必要とするものであつて、その内容は次によるものであること。</p> <p>(1) 正確、公正であつて、かつ、配列、分量、区分及び図表が適切であること。</p> <p>(2) 統計その他の資料が新しく、かつ、権威あるものであること。</p> <p>(3) 自学自習についての便宜が適切に図られていること。</p> <p>② 面接授業の内容は、別表第三に定めるもの以上であること。</p>

94

見直し案	現行
<p>④ 通信課程における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法は、次によること。</p> <p>(1) 通信指導は、計画的に行うこと。</p> <p>(2) 添削指導は、別表第○に定める各科目について一回以上行うこととし、添削に当たっては、採点、講評、学習上の注意等を記入すること。</p> <p>※ 通信課程の学生の評価に当っては、指定規則別表第○に定める科目毎に、当該授業内容への理解の確認を行う観点から、少なくとも1回以上レポート等の提出を求めるとともに、印刷教材による授業の時間数90時間(印刷教材による授業の時間数が90時間に満たない場合については、当該時間数)につき1回以上の添削指導を行うものとする。(精神保健福祉援助実習及び精神保健福祉援助実習指導は除く。)</p> <p>⑤ 別表第○に定める各科目を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人は専任教員であること。</p> <p>※ 添削指導者 各科目毎の教員の資格要件に該当する者及び現に大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻している者</p> <p>⑥ 講義室が面接授業実施期間において確保されていること。</p> <p>⑦ 少なくとも学生二十人につき一室の割合の演習室が面接授業実施期間において確保されていること。</p> <p>⑧ 実習の内容は、別表第○に定めるもの以上であること。</p>	<p>③ 通信課程における指導は、通信指導及び添削指導とし、その方法は、次によること。</p> <p>(1) 通信指導は、計画的に行うこと。</p> <p>(2) 添削指導は、別表第三に定める各科目について一回以上行うこととし、添削に当たっては、採点、講評、学習上の注意等を記入すること。</p> <p>④ 別表第三に定める各科目を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、一人は専任教員であること。</p> <p>⑤ 講義室が面接授業実施期間において確保されていること。</p> <p>⑥ 少なくとも学生二十人につき一室の割合の演習室が面接授業実施期間において確保されていること。</p> <p>⑦ 精神保健福祉援助実習が、90時間以上行われること。</p>

95

V-③ その他の基準の見直し

- 養成施設の通信課程については、現行、事務職員の配置が求められていないが、事務作業等による教員の負担を軽減し、教育へ専念させる観点から、新たに事務職員の配置を義務づけることとする。

【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p>事務職員を有すること。 <u>ただし、当該事務職員は通信課程における教員と兼務してはならないこと。</u></p>	<p>規定なし</p>

VI 情報公開

98

VI 情報公開

- 精神保健福祉士養成施設については、今後、その入学希望者が自らの希望に応じて適切な選択ができるよう、必要な情報を提供していくことが重要であることから、一定の内容について、新たに情報開示を行うものとする。

【一般養成施設・短期養成施設共通】

1. 現行の要件

- 現行の精神保健福祉士養成施設の指定基準においては、情報開示に係る具体的な規定は定められていないところ。
- しかしながら、社会福祉士の教育内容見直し(平成21年4月施行)の中で、養成施設における情報開示に関する規程が新たに設けられたことを踏まえ、精神保健福祉士養成施設においても同様に規程を設けることとする。

2. 見直し案

(1) 情報開示の項目

- 精神保健福祉士養成施設における情報開示の項目については、他の制度における情報開示の項目を参考としつつ、次のとおり定め、これらの開示を行うものとする。

99

【法人情報】

- ① 法人種別、法人名称、法人の主たる事務所の住所・連絡先
- ② 法人代表者氏名
- ③ 養成施設以外の実施事業
- ④ 財務諸表

【養成施設情報】

- ① 養成施設名称、養成施設の住所・連絡先
- ② 養成施設代表者氏名
- ③ 養成施設の開設年月日
- ④ 学則
- ⑤ 研修施設、図書館（蔵書数を含む。）等の設備の概要

【養成課程情報】

- ① 養成課程のスケジュール（期間、日程、時間数）
- ② 定員
- ③ 入学までの流れ（募集、申し込み、資料請求先）
- ④ 費用
- ⑤ 科目別シラバス
- ⑥ 教員数、科目別担当教員名（教員の名前、略歴、保有資格）
- ⑦ 教材
- ⑧ 協力実習機関の名称、住所、事業内容
- ⑨ 実習プログラムの内容・特徴

100

【実績情報】

- ① 卒業者の延べ人数
- ② 卒業者の進路の状況（就職先の施設種別、卒業者のうちの就職者数）

【その他情報】

その他、利用者の選択に資する情報

(2) 情報開示の方法等

- ワムネットや養成施設のホームページ等を通じて、広く一般に公開することを原則とする。
- なお、入学希望者等が開示された情報を容易に比較検討できるよう、情報開示に係る標準的な様式例を示すことを検討する。

(3) 留意事項

- 情報開示の義務付けと併せて、開示内容の適正性を担保する観点から、虚偽又は誇大な情報を開示してはならないこととする。

101

Ⅶ 国家試験の受験資格における 実務経験の範囲

102

Ⅶ－① 実務経験の範囲の拡大

- 学校教育法に基づく短期大学において指定科目を修めて卒業した者や、その他の者に準ずるものとして厚生労働省で定める者については、実務経験施設において、1年以上の相談援助の業務に従事した後に、精神保健福祉士短期養成施設及び一般養成施設(通信課程も含む。)に入学する場合に、精神保健福祉援助実習が免除される現行の取扱いを維持する。
- ただし、その場合の実務経験施設の範囲については、近年の状況や精神保健福祉士が中核の業務として担うべき役割等を踏まえ、以下の観点で範囲の拡大を図ることとする。

(1) 障害者関係施設の位置づけ

- 昨今の障害福祉サービス現場においては、精神保健福祉士が障害者の相談援助の業務に従事する施設も多岐にわたってきていると思われる。ただし、現在は制度改正の狭間にあることなどから、今後の障害福祉制度改正等の進捗状況や実習施設との整合性を見据えながら、障害者関係施設の位置づけについて検討を図ることとする。

(2) その他の施設の位置づけ

- 近年、精神保健福祉士が、司法、教育、労働等に関する分野において、相談援助の業務に従事している状況も見受けられる。これらの分野における政策等の動向も勘案しながら、それら関係施設の位置づけについて検討課題とする。

103

Ⅶ-② 実習施設の範囲に関する見直し

○ 実習教育内容の見直しにおいて、地域の障害福祉サービス事業を行う施設等における実習については、精神障害者を含めた障害者の相談援助の知識及び技術の体得をねらいとしたところであり、実習施設の範囲の見直しが必要とされる。

こうした現状を踏まえ、実習施設の範囲と実務経験の対象施設の範囲とを原則として一致(現に廃止されている施設を除く。)させながら、見直しを行う。

(参考) 現行の実務経験と実習施設の範囲

		実務経験の対象施設	実習の対象施設	備考	
医療関係施設	精神科病院	○	○		
	病院(※)	○	○	※ 精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を標榜しているものに限る。	
	診療所(※)	○	○		
行政関係施設	保健所	○	○		
	市町村保健センター	○	○		
	精神保健福祉センター	○	○		
障害者関係施設	旧体系施設	精神障害者生活訓練施設	○	○	
		精神障害者授産施設	○	○	
		精神障害者福祉工場	○	○	
		精神障害者地域生活支援センター(※)	○	○	※ 現在は新体系に移行済み。
		精神障害者福祉ホーム	○	○	
		精神障害者地域生活支援事業(実施施設)	○	○	
		精神障害者小規模作業所(※)	○	○	※ H10.4.1～10.1までに認めたもの。
	新体系施設	生活介護	○	○	
		共同生活介護	○	○	
		自立訓練	○	○	
		就労移行支援	○	○	
		就労継続支援	○	○	
		共同生活援助	○	○	
	相談支援事業を行う施設(※)	○	○	※ 主として精神障害者が利用するものに限る。	
	障害者支援施設(※)	○	○		
	地域活動支援センター(※)	○	○		
	福祉ホーム(※)	○	○		

VIII 施行期日

106

IX 施行期日

○ 教育カリキュラムの見直しとこれに併せて行われる以下の基準の見直しについては、平成24年4月1日から施行する。

「Ⅰ 教育カリキュラム等の内容」

「Ⅱ 教員」

「Ⅲ 施設設備」

「Ⅳ 実習・演習」

「Ⅴ 通信課程」

「Ⅵ 情報公開」

○ 「Ⅶ 国家試験の受験資格における実務経験の範囲」については、平成24年度試験(平成25年1月に実施予定)から施行する。

※ なお、大学等についても演習・実習が養成施設と同等の水準で実施されるよう要請することとする。

107